

健康増進事業に関する事務に係る 特定個人情報保護評価に対するパブリックコメントの実施について

令和3年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、健康増進法とマイナンバー法の改正に係る規定が施行された。

この改正により、健康増進法の規定に基づき市町村が実施する健康増進事業について、住民の過去の検診結果等の情報を把握し、より適切な保健指導や検診の受診勧奨等に資するよう、住民の転居に際し自治体間で検診結果等の情報連携が可能となる。

また、この改正では、令和4年度以降、健康増進法による健康増進事業として実施している、がん検診や歯周病検診等の検診情報が新たにマイナンバーを介した情報連携の対象となるため、マイナンバー法に規定された特定個人情報保護評価を行うことが必要となる。

また、健康増進事業の対象者数が30万人を超えるため、全項目評価書（案）を公表し、広く市民の意見を求めるためにパブリックコメントを実施するもの。

1 特定個人情報保護評価

国の行政機関や地方公共団体が、特定個人情報（マイナンバー等）を取り扱う事務について、個人のプライバシー等に与える影響を予測した上で、個人情報の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を自ら評価し、公表するもの。

本市では、令和4年度からの情報連携を可能とするために、「検診管理システム」を今年度中に構築することとしており、その前に特定個人情報保護評価を行うことが必要となる。

2 評価の目的

- (1) 個人のプライバシー等の権利侵害の未然防止
- (2) 国民・住民の信頼の確保

3 特定個人情報保護評価書の主な内容

- (1) 特定個人情報ファイル名・内容

○成人検診情報ファイル

個人番号、氏名、性別、生年月日、住所、がん検診、歯周病検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診の健診結果及び精密検査の結果

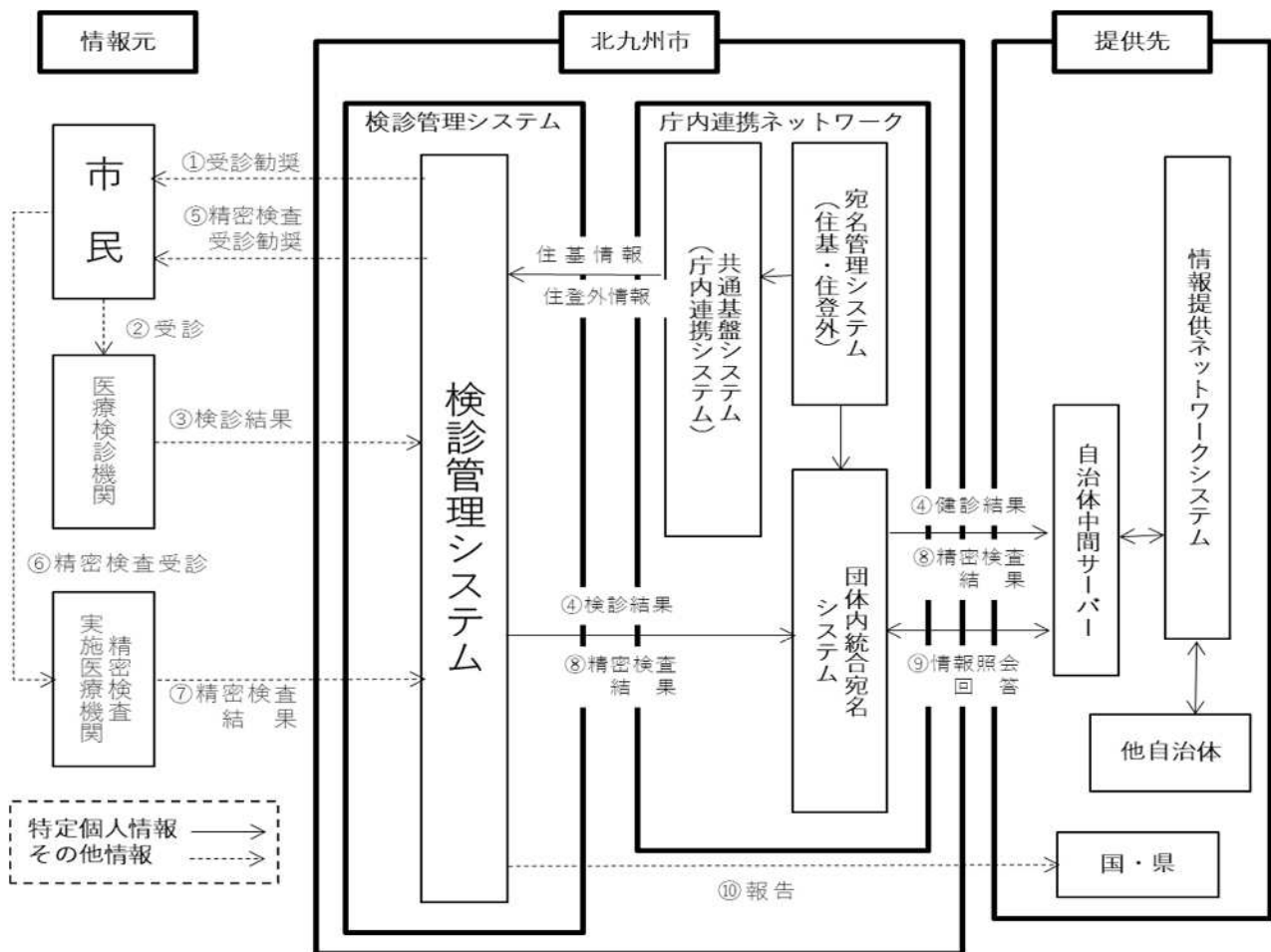
- (2) 特定個人情報ファイルを取り扱う業務の委託

○検診管理システムの構築、保守・運用

(3) 特定個人情報ファイルの取り扱い時のリスク対策

- システムを利用する職員の特定
- 職員毎に利用可能な機能を制御（アクセス制御）
- 利用端末における該当職員個人のICカード及びパスワードによる認証
- 特定個人情報へのアクセスログ（日時、利用者、利用端末、利用情報）の全件記録
- 委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保
 - ・委託契約締結時の確認（情報資産を管理するための組織体制、方法等）
 - ・代表者及び従事者から情報資産の適正な取扱いに関する誓約書の提出

4 個人情報の流れ



5 特定個人情報保護評価実施スケジュール

- (1) 令和3年10月6日～11月4日 住民等の意見聴取（パブリックコメント）
※ 市政だより、市ホームページ掲載
- (2) 令和3年11月中旬 北九州市個人情報保護審査会へ諮問
- (3) 令和3年11月下旬 北九州市個人情報保護審査会を開催
- (4) 令和3年12月中旬 (国) 個人情報保護委員会への提出、評価書の公表